石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の規定による石綿の使用の状況又は石綿による健康被害の発生の状況を把握するための調査を定める件(案)の概要

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要(資料1)(3)における環境大臣が指定する調査は、以下の5つとし、平成19年4月1日から適用することとします。

- ① 財団法人機械電気検査検定協会「昭和58年度環境庁委託業務調査報告書アスベスト製品等流通経路調査(昭和59年3月)」
- ② 経済産業省「経済産業省の所管に係る企業のアスベストによる健康被害の状況の結果について(平成17年8月26日発表)」
- ③ 国土交通省「造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について(平成17年7月21日発表(平成17年9月27日修正))」
- ④ 国土交通省「運輸関連企業に係るアスベストによる健康被害等の 状況に関する調査について(平成17年8月26日発表(平成17年9月 27日修正))」
- ⑤ 国土交通省「建設業における石綿被害の実態把握について(平成 17年10月28日発表)」